

第 5 回

多重債務者対策本部有識者会議

2 0 0 7 年 3 月 2 6 日

金融庁 総務企画局

○吉野座長 それでは、時間になりましたので、まだお見えになっていらっしゃらない委員の方もおられますけれども、ただいまから第5回の多重債務者対策本部有識者会議を開催させていただきますと思います。

本日もご多用のところお集まりいただきましてありがとうございます。

本日の会合も、前回に引き続きまして、報道関係の方々が傍聴されておられますので、あらかじめご承知おき願いたいと思います。

また、本日は、文部科学省から、生涯学習政策局に加えて、初等中等教育局から上月教育課程担当リーダーにもご出席いただいております。後でまた金融経済教育のところなどで色々ご議論いただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

本日は、これまでに出示された主なご意見を踏まえまして、各省庁からもご意見をいただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

最初に事務局から事務連絡をお願いいたします。

○大森信用制度参事官 配布資料について申し上げます。

事務局からは6点。1点目は、本日も説明は省略しますが、論点メモ。残りの5点は、総務省とともに実施しておりました自治体における取組みに関するアンケートの資料でございます。質問表、調査結果、参考資料及び個別市町村の回答一覧でございます。

また、宇都宮委員から要望及び質問、及びヤミ金融被害状況アンケートが提出されております。不適切な対応の具体例という資料だけは席上限りにさせていただきます。また、全国クレジット・サラ金被害者連絡協議会からも提出資料がございますので、議論の参考にしていただければと存じます。

以上でございます。

○吉野座長 ありがとうございます。

今回と次回においては、政府として、多重債務者対策についてどのような具体的な計画を策定していくかということについて論点を整理させていただきたいと思っております。

今日は、大きく4つほどテーマがございます。1つは、カウンセリング体制の充実。それから2番目がセーフティネットの充実、これは資料5-1で論点メモというのがございますが、ここを開けていただきますと、一番最初に1と書いてございますが、3ページ目に2番目のセーフティネットがございます。それから3番目は、資料5-1の5ページ目のところに学校教育、消費者教育、6ページ目が4番目のヤミ金の撲滅に向けた取締りの強化、それから最後

7 ページ目が、上記以外の取組みとなっておりますので、今日も大体このまとめに従いまして、一番最初のカウンセリング体制の充実から始めさせていただきたいと思います。

このカウンセリング体制の充実につきましては、金融庁から地方自治体へのアンケート調査をやっけていただいておりますので、その結果についてご説明いただきたいと思います。その際に、宇都宮先生から要望及び質問書が出されておりますので、大森参事官にはその要望書の内容も踏まえてご説明をお願いしたいと思います。

それでは参事官、よろしくお願いいたします。

○大森信用制度参事官 資料 5 - 3 の調査結果をメインにいたしまして、必要に応じて資料 5 - 4 の参考資料を参照していただきながらご説明させていただきます。

この参考資料のほうは、調査結果に表れております数字を自治体の属性によって分析したものでございまして、属性というのはもちろん規模もございまして、その自治体、市町村が消費生活センターを持っているか、消費者問題の専門の窓口があるか、さらには専任の相談員がいるか、といった視点から分析したものでございます。

資料 5 - 3、調査結果の 2 ページをご覧くださいますと、全国 1,834 市区町村でございますけれども、さすがに総務省さんと連名でやらせていただいた結果、一番下にありますように回収率、99.8%という形になっております。

4 ページが一番基本となる質問でございまして、多重債務問題に関する相談があった場合に主にどのような対応をしているかということで、棒グラフが 2 種類ございまして、やや白っぽいほうの 3 つの答えが基本でございまして、弁護士など他の相談機関に紹介しているという自治体がほとんど、94.1%でございまして、さらにその相談者から事情を聴取しているというのが 41%、4 割強、解決方法、任意整理、破産等を検討・助言しているのが 2 割強。この相談者から事情を聴取している 4 割強と、解決方法を検討・助言する 2 割強というのは、これから何度も出てくる数字でございまして、少し念頭に置いていただければと存じます。

相談機関を紹介する場合に、これまでのヒアリングでも、窓口に来るまでに既に相当精神的に消耗しているの、単に紹介するだけだとそこで止まってしまうというようなご指摘がございました。その具体的な紹介の仕方が、の 1 から 3 までで、程度の差としてお聞きしておりますけれども、単に紹介するというのが 86.5%、その紹介機関、弁護士などに自ら自治体のほうで連絡するというのが 9.3%、さらに自ら同行するというのが 0.7%、12 市町村で行われているということでございます。

同じように、相談者からの事情を聴取するというのも、さらにその - 1、多重債務に対

する内容を聴取する、いくら借金があるんですかといったことを聞くと。 - 2 のほうは、さらに、どうしてここまで借金が膨らんでしまったのかとか、原因は何だったのか、収入が少ないとかギャンブルだとか、そういった多重債務に至った原因まで、より深く聞くというのが4割強のうちの4分の1程度の自治体でございます。

さらに、家計管理について相談・アドバイスを行うという自治体が5.5%ぐらいでございました。

次に、この解決方法を検討・助言するという2割程度の自治体のうち、利息制限法の引き直し計算までアドバイスしているかどうかというのが次のページでございます。そういったアドバイスを行っている自治体は、解決方法の助言をしている400弱の自治体のうちの約半分強という形になっております。

次は体制でございますが、6ページ、問3でございます。住民からの多重債務に関する相談に対して、どの部署が対応しているか。消費生活センターを設置し、対応しているというのが244自治体でございます。ちなみに、全国に532の消費生活センターがございますが、うち366は市町村が設置しているものでございますので、逆に言いますと、消費生活センターがあっても、そこで必ずしも多重債務の相談が行われていないところが3分の1ぐらいはあるということだと思います。

は、センターは設置していないが消費者問題の相談窓口を常設し、対応しているというのが約3分の1強の自治体でございます。後ほど何度も出てまいりますけれども、このセンターがあるか、またセンターはないけれども消費者問題の相談窓口があるかどうかというのが、当面の目標を設定するに当たりまして、1つポイントになるところかと存じます。

その次のページは、多重債務の相談が年間どの程度あるかというのに対しまして、これはおそらく村とか町とかだと思いますが、ゼロとか5件未満とかいうところもあれば、一方で500件以上とか、100件から500件、もう常時相談が来ている大型の自治体もあるということで、当然ながら、自治体の規模などによってここは違いが表れております。

その次のページは、すべての消費者相談の年間件数に占める多重債務相談の割合でございますが、全自治体の平均として8.4%。もちろん、すべての消費者相談の中には、架空請求だとか欠陥商品だとか振り込め詐欺だとか、いろんな相談があると思いますけれども、その中での多重債務の相談が1割弱ということで、こちらも前の資料と同じように、ゼロとか10%未満という自治体もありますけれども、半分以上は多重債務の相談が占めている自治体も少数ながらございます。

次のページは、若干細かくなりますけれども、専任の職員がいるかどうかということでございまして、全自治体の平均で、一般職員が1人強、嘱託が1人弱ということになっております。

その次のページは、少し細かいので詳しい説明は省略いたしますけれども、専任の嘱託職員の場合にはかなり経験年数が長くなっているということを見て取れると存じます。

ここでこの調査結果のほうを一旦止めまして、参考資料の1枚目を見ていただきますと、質問は同じでございます。問1と同じで、多重債務者から相談があった場合に、主にどのような対応をしていますかと。先ほど少し念頭に置いていただきたいと申し上げました、事情まで聞いているというのが全体で4割強、一番下の欄でございますが、解決方法の検討・助言までしているというのが2割強でございます。これを自治体の規模別で見えますと、意外といいですか、市の規模によってはそれほど有意な差があるようには見えません。市と町村ではかなりの差がございまして、やはり事情まで聞くとか解決方法の検討・助言までするというのは、相当の規模の自治体でないと難しいという現状が表れているかと存じます。

次のページは、さらにこれを細かく分析してございまして、問3で、消費生活センターで対応している、あるいは消費生活センターではないけれども消費者問題の専用窓口で対応していると回答した自治体は、全体の平均に比べますと、事情聴取や解決方法の検討・助言をしている割合が高くなっているのがご覧いただけるかと存じます。

さらに、その次のページは、専任の相談者がいるかどうかということで、ちょっと説明が早くてわかりづらかったら恐縮なんですけれども、消費生活センターあるいは専用の相談窓口があって、かつ専任の相談者がいるという、上から3行目あるいは4行目のように、事情聴取、さらには解決方法の検討・助言を行い易くなっているということが見て取れるかと存じます。

調査結果のほうに戻っていただきまして、11ページをご覧くださいますと、これはこの有識者会議でも何度か出てまいりました、自治体の多重債務者発見機能というテーマでございます。生活保護とか公営住宅の賃料収集、そういった部局と連携を図っているかという質問に対して、図っていると答えた自治体、例えば公営住宅の家賃が払えない住民が、実は借金を抱えているということがわかると、うちの市には借金を抱えている人たちの窓口もあるよ、ということで、直接連絡して連れていくというのが25.8%、連れてはいかないけれども、その窓口を紹介するというのが24.4%で、合計半分弱が、何らかの自治体内での連携が行われているということでございます。

これがどれぐらい組織的に行われているかはちょっと判然としないところもありますけれども、自分の自治体の中に相談窓口や消費生活センターがある場合、自分の部局は税金や保険料

や家賃を集めるのが仕事で、借金があって払えないということであれば、紹介したり連れていったりというのは、わりと自然な気持ちとして行われているのかなと、この結果を拝見いたしました。

次のページ、連携している部署はどこですかということで、やはり福祉担当部局が多いということでございます。これは、おそらく国保、納税、公営住宅といったところは、住民は一義的に徴収の対象という気持ちがあるのに対して、福祉担当部局のほうは、色々な形でその住民の人生そのものに向き合っているようなところがございますので、それだけ意識が違うということを反映しているのかと思います。

その次のページは、他市町村の相談を受けているところが17.7%。

次のページ、学校教育、消費者教育を行っているところが19.1%。

その次のページ、その中身として、消費者教育及び学校教育の開催回数、講師が誰かといったあたりが、ご覧のと通りの数字になっております。

その次のページ、多重債務問題を深刻と捉えている自治体が約半分でございます。

ここでまた参考資料のほうに戻っていただきまして、5ページをご覧くださいますと、自治体内の多重債務者の発見機能ということで、これは冒頭の問いの対応状況に比べますと、市と町村とでそれほど大きな差にはなっておりません。論理の構造は同じですから、1枚飛ばして7ページをご覧くださいますと、やはりこの問題についてもセンターがあって、あるいは専任の相談窓口があって専任の相談者がいるというところでは、6割程度が対応できているという形になっているところでございます。

行ったり来たりで恐縮ですけれども、今後の見通しということで、調査結果の18ページをご覧ください。本来であれば質問の仕方として、現在多重債務者対策を行っていない自治体を対象に今後何ができるか、という聞き方をすればよかったんですけども、全員に対して今後何ができるかという聞き方をしておりますので、この答えと、一番最初にご紹介した回答との関係がわかりづらくなっていて恐縮でございます。事情を聴取する、解決方法を検討・助言するという中で、内訳をご覧くださいと、紹介といっても単なる紹介ではなくて、自ら連絡するか同行するというのは、これはやろうと思えばできるということで、多少問1の答えよりも増えています。あるいは、-2で、多重債務に至った原因等の調査を行うというのも、これは聞こうと思ったら聞けるということで、多少は問1の答えより増えているんですけども、解決方法の検討・助言というのは問1とあまり違いがないということで、次のページをご覧くださいますと、対応困難な理由として、財政、人員的に困難。特に対応に必要な専門知識を有

していないというのが、7割程度の回答になっております。

最後のページは、この問題の責任として、業界、国が対応すべき、あるいは業者を監督している国及び自治体が対応すべきといった答えが多く出されております。

参考資料のほうは飛ばしまして、11ページ、最後だけ見ていただきますと、現状の取組みとして、紹介しかしていない898自治体の将来の見通しということで、事情を聞くことができるという自治体はある程度ありますけれども、解決方法の検討や家計管理をしてみようということについては、やはり今申し上げましたように、現状ではとてもノウハウがないということで、ごく限られた自治体からしか前向きな回答をいただいていないということでございます。

以上を勘案しますと、何度もここでも議論されておりますけれども、一律の義務づけというよりは、能力のあるところに確実に誘導されるというような目標を、当面は設定していくというのが現実的なアプローチであろうかと感じております。

あと、宇都宮先生の質問につきましては、市町村の責務、あるいは国としてやるべきことをやるとか、近隣市町村の連携、都道府県の対策本部の設置、そのフォローアップ、金融庁としてはいずれも大変に結構なご意見ではないかと考えているところでございます。

以上でございます。

○吉野座長 大森参事官、ありがとうございました。

それでは、ただいまの説明も踏まえまして、カウンセリング体制につきまして、総務省と、それから法務省司法法制部からご意見をいただければと思います。また、その際には、宇都宮先生からの要望あるいは質問につきましてもご回答いただければと思います。まず最初に総務省からお願いいたします。

○生嶋総務省自治行政局自治政策課長 総務省でございます。

今回、金融庁とご協力させていただき、アンケートを実施いたしました。自治体の取組みの状況について、かなり明確になってきたと思いますし、これを踏まえ、総務省としても、多重債務問題がもはや単なる消費者行政の枠を超えた社会問題であって、国を挙げた取組みが必要であり、そうであれば、無論住民に身近な自治体の取組みも重要であることから、自治体への実現可能な取組みを求めていくための検討に積極的に協力していきたいと思っております。

宇都宮先生の要望及び質問書のほうにも何点か指摘いただいておりますが、こうした行政を進めていくとなると、義務づけをしたいというご指摘がございますけれども、現在の法令上は、義務づけを自治体の業務として行う場合には、法令に規定を置かない限り不可能となっております。しかし一方で、困っている住民を救いたくないという自治体はないわけであり、現在9

割を超える自治体が色々な可能な範囲で取組みを行っているということもあることから、現在行われております自治体での対応を、各地方公共団体のご判断で充実していただくよう要請していくということが基本的な線として、まずできることではないかと考えています。

どういう要請をしていくかということでは、多重債務に日々苦しまれておられます相談者の立場に立って考えれば、できるだけ早く体制が確立されていくべきものと考えますし、その実現可能性は十分に高いものでなければいけないだろうと考えております。その相談窓口の設置や事務のあり方も、多重債務者の方のニーズに沿うような、相談者の立場に立った検討が必要と思っております。

そこで、要請に当たって、市町村による窓口で何ができるかということが重要で、この実現可能性を見極めるために、本日の資料にあるアンケート結果を重視して検討していきたいと思えます。

まず第1に、市町村が多様であるという結果が出ています。大規模な市や実力のあるところと、町村でまだ相談もあまりないというようなところを同様に扱うことはできないだろうと考えております。そもそも、小規模な市町村の場合、対象となる方たち自身が地元には相談に行きたがらないという話も聞いております。このため、小規模な市町村や体制がとれない市町村については、都道府県による補完というものも重要であると考えております。市町村においては少なくとも紹介ができるような体制を要請していくとしても、このバックアップというのが重要で、例えばその場合に考えられますのは、1つには、既に相談業務について高い実績をお持ちでノウハウも相当蓄積しておられるクレジットカウンセリング協会というものがあるとお聞きしておりますが、この支所を各都道府県に少なくとも1か所設置していただくとか、あるいは財務局といった国の出先に相談窓口を設けるなど、国を含めた体制を大幅に拡充して、基幹的な相談窓口を設置していただいて、自治体の相談窓口から、必要に応じ相談者の方をスムーズに誘導できるような体制を構築していくことが最も現実的でかつ効果的なのではないかと考えております。

それから、ご要望書及び質問書の中、あるいは従前のご指摘の中でも、住民の方が他の近隣の自治体、お住まいでない自治体でも相談できる体制というのがございます。本来、自治体は域内の住民に対するサービスを提供するという前提がありますので、そうした点では、他市町村の住民を相談対象とされることに困難な面がありますけれども、ただ、先ほど申しましたが、補完的機能を有する都道府県が中心となって、ネットワークを形成し、連携して解決していくという方策をとれないかと考えております。

以上、何点が申し上げましたが、まとめて申しますと、この相談業務というのが匿名性の確保や広域的な対応に対するニーズがあることも考慮すると、多重債務者に対する業務は、相談者の居住地にかかわらず、どこでも提供されるべきものとして考えていくべきものだと思います。単に自治体の地域住民に対するサービスとしてというのではなくて、国民に対するサービスという位置づけをして、国が責任を持って、自治体における相談窓口サービスのバックアップ体制を確保していくということが重要だと考えております。

それから、研修、セーフティネットのことも指摘がありますが、こうした問題に対応するためにはやや中期的な対応が必要と思います。研修などを通じて、中期的に自治体職員の方の対応能力を確保した上で、自治体にさらなる相談対応の拡充、公的セーフティネットへの対応を求めるのであれば、これは通常の消費者行政の範疇は超えていく話であり、多重債務問題対策の特性や公的セーフティネットの位置づけというものに鑑みて対応していく必要があると思います。この場合、やはり国として、財政面をはじめ、責任を持って、どういう対応が可能か、さらに検討を尽くすことも必要なのではないかと考えております。

総務省としましては、今後、金融庁、また関係のこの対策本部関連の方とご協力申し上げて、積極的に色々な自治体で可能でかつ効果的な対応がとられるよう、働きかけに協力してまいりたいと考えております。

以上です。

○吉野座長　ありがとうございました。

ご質問もあるかと思いますが、引き続きまして、法務省の司法法制部から、宇都宮先生のご意見も踏まえてご回答をお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

○敝本法務省大臣官房司法法制部参事官　法務省でございます。

法テラス、日本司法支援センターは昨年の10月から業務を開始しております。ただ、この法テラスが何をやっているのかということ、そもそも法テラスの存在、そして業務内容というのが必ずしも周知されていない、まだ十分知られていないというのが、今一番大きな問題なのかなと思っております。

法テラスではいくつかの業務を行っているんですけれども、その中の1つに、情報提供業務というのがございます。これは何かと申しますと、世の中にはたくさんの色々な形での相談窓口というのが存在しておりますけれども、そういう情報を集約して、まず法的トラブルを抱えた人がどこにアクセスしていいのかわからない時に法テラスに問い合わせる。それによって、その人の抱えている問題に一番ふさわしい窓口がどこなのかということをご紹介して、その問

題の解決につなげる、そういう情報提供業務を行っております。そのために法テラスではコールセンターというものを設けまして、全国統一の電話番号、0570-078374（おなやみなし）という番号を設けまして、情報提供業務をやっているんですけども、そもそもその周知が十分ではない。

こういった多重債務問題に取り組むに当たりまして、法テラスとして役目をきちんと果たすためには、色々な多重債務の取組みがどこでどんな形でされているのかということをきちんと情報を集約する。また、逆に法テラスに色々寄せられる問い合わせ、要望を、そういった各相談窓口フィードバックして、そういう相談窓口の連携の要というんでしょうか、そういう役割を果たしていかなければならないんだらうなと感じております。

ですので、法テラスがこの問題の中でまず1つ、役割を大きく果たしていかなければならないのは、そういう相談窓口に関しての情報の整理集約と、そこの各相談窓口との連携の充実強化、これを果たしていく。そして、そういう業務をやっているということをまず知っていただくということが、まず大きな、今一番必要なことであろうと考えております。

宇都宮先生のご指摘にもありましたけれども、法テラスにそういったお問い合わせがあった中で、民事法律扶助の要件に該当するものにつきましては、法テラスが民事法律扶助業務もやっておりますので、そういった扶助という仕事もしているわけでございます。民事法律扶助と申しますのは、経済的な理由によってお金がないので、弁護士あるいは司法書士といった法律専門家の助力が受けられないという方々に対して行うものでありまして、一定の要件がございます。収入であればいくら以下とか、そういった要件はありますけれども、そういった要件に該当する方々についてはこの扶助の制度を使っているというところでございます。

扶助の内容といたしましては、法律相談につきましては無料ということで、ご利用いただいております。そして、さらに相談では終わらずに代理が必要であると。例えば自己破産のために弁護士の助力が必要だというときには、法テラスの方で立替え業務を行っております。弁護士費用もありますし、認定司法書士の方の費用を立て替えて、後ほど利用者から返してもらうということではありますけれども、そういう形で法的なサービスというものを使っているということでございます。

この制度も、こういうことをやっているということも十分知られていないということは問題だと思いますので、法テラスの存在、そして業務内容の周知を図る中で、しっかり知っていただくということは重要だと考えております。

また、こういう扶助につきましては、法テラスと契約をしてくださる弁護士さんあるいは司

法書士さんが担ってくださっているわけですが、今年の2月1日現在ですが、法テラスと契約をいただいている弁護士数は約8,500人、司法書士数は約3,500人、合わせて約1万2,000人の方々が契約してくださっておりますので、この扶助の制度を担っていただいているということで、必ずしもこういった司法書士、弁護士が不足していて十分なサービスが提供できないということではないと思っております。

ただ、法テラスといたしましても、国から運営交付金を受けまして、それを各種業務に有効利用していくということですので、現在のその時々国民のニーズがどこにあるのかということとを的確に把握して、有効に予算を使いながら、扶助制度の充実というものに努力していく必要があると考えております。

簡単ですが、以上でございます。

○吉野座長 ありがとうございます。

法テラスは、今いくつぐらい全国にあるんでしょうか。

○舩本法務省大臣官房司法法制部参事官 法テラスは、本部は東京に1か所なんですけれども、地方事務所が各裁判所の所在地、47都道府県と、北海道に4か所ございますので、50か所の地方事務所がございます。そこで業務を行っているほか、支部、それから地域事務所、出張所など、全部合わせますと77か所で業務を行っております。

○吉野座長 ありがとうございます。

多分、この法テラスがそういうところにあるということが、自治体の窓口などを通じてきちんと住民の方にわかるようにしていただくと、さらに利用率が高くなるのではないかと思います。ありがとうございます。

それから、先ほどの調査結果を拝見いたしまして、今後とも、マスコミの方が多重債務に注目する時には、こういうことは非常に国民の皆さんに伝わると思うんですけれども、だんだんにこれが下火になってくるとまた忘れてしまうと思いますので、この調査というのは毎年やっていただくことは可能なんでしょうか。そうしますと、多分自治体のほうも一生懸命取り組まなくてはいけないと思うんですが、これは非常に費用がかかるんでしょうか。毎年やっていただければ、やはり担当者の方が、去年と比べて我々はどれくらい改善したのか、ということがわかると思いますので、是非やっていただければと、これは私の個人的なお願いでございます。

宇都宮先生、何かお2人のご報告に対して、ご質問がございましたら。

○宇都宮委員 前向きな回答をしていただきまして、非常に心強く感じました。是非政府の多

重債務者対策本部でも、そういう方向で積極的にやっていただけたらと思います。

それから、こういう各都道府県の実践について情報交換する機会、要望書には入れていなかったんですけども、そういう機会があったら刺激になるのではないかなと思うんです。例えば、各都道府県単位で多重債務者対策本部か協議会を設置したらどうかという要望を出しているんですけども、そういう実践状況について相互に意見交換する全国会議みたいなものがあったら、より相互に刺激を受けていいのではないかなと思いますけれども、それもかなり予算がかかることなのか、いかがなんでしょう。

○吉野座長 総務省の方、いかがでしょうか。

○生嶋総務省自治行政局自治政策課長 所管行政という意味では金融庁さんのほうがお詳しいので、金融庁さんにご相談して、こういうことが可能かどうか、検討したいと思います。

○大森信用制度参事官 都道府県は、当然ながら貸金業の監督もやっております、新しい法律ができましたので、この建物の2階に大きな広間があるんですけども、都道府県の皆様全員に集まっていただいて、新法の勉強をするということはやっております。相談窓口それ自体は、別にお金がかかって大変だとか、そういう話ではないので、相談を担当している方の意見交換をすること自体は、さして大きなハードルがある話ではないと思います。どういうやり方をすれば有効なのかということについて、総務省さんともども、もうちょっと勉強をしなければいけないと思います。

○吉野座長 どうぞ、宇都宮先生。

○宇都宮委員 実は日弁連でも、多重債務問題の実践にはばらつきがありましたので、数年前から、全国の弁護士会から法律相談担当の委員、それから消費者問題対策委員会の委員の2人で年1回、全国会議を開くような実践をずっとやっております、その都度相談窓口で問題になっているような対応、例えばヤミ金の問題だったらヤミ金対策にどう取り組むかということですか、今年は4月に予定されているんですけども、新しい貸金業法の改正がありましたので、それを周知徹底するとか、それから政府に多重債務対策本部が立ち上がっていますから、それに対応する弁護士会の実践をどうするか、といったテーマで全国会議を開いていて、それが非常に刺激になっているようですので、是非ご検討願えたらと思います。

それから、法テラスのことですけども、法テラスは当初、発足当時はかなりマスコミも取り上げましたので、当時は相談が多かったと聞いていますけれども、その後だんだん情報が少なくなっているということを聞いていますので、その辺の工夫が必要かなと思います。それから地方の弁護士会によってはまだまだ弁護士の数が少なく、私が聞いているのは、特に多重債

務相談というのは相談件数が非常に多いと聞いているんですけども、相談が何週間待ちとか何か月待ちになっていると。法律相談から初めて、当然そういう人たちは民事法律扶助を受けることを期待している人ではないかと思うんですけども、数週間から数か月後でないと相談を受けられないという事態が生じていると聞いています。特に多重債務相談の場合は、督促が非常に厳しいので、数週間とか数か月後にしか相談を受けられないということであれば、実質的な相談というのはなかなかできないのではないかと思いますので、その辺も是非改善をしていただけたらと思っております。

○吉野座長　ありがとうございます。

もし法務省の方、何かございましたら、いかがでしょうか。

○畝本法務省大臣官房司法法制部参事官　宇都宮先生ご指摘のとおり、広報には法テラスも色々工夫をしていくものと思います。

相談が何週間待ちという、その実態については十分把握はしていないんですが、確かに緊急性のある案件などについては、きちんと対応していく、あるいはその法テラスに限らず、色々なところでも無料の法律相談をやっている窓口もありますので、そういうところを紹介するなどによって、その相談が受けられないことによって被害が大きくなるというようなことは避けるようにしなければならないというふうに考えております。

○吉野座長　高橋委員、どうぞ。

○高橋委員　まず、総務省の方にご質問をしたいと思います。

総務省のほうで色々実施されるには法令に措置が必要ということですので、これは是非やっていただきたいという願いが1つでございます。

それと、多様な市町村にどうやっていくのかというお話があったんですけども、具体的にクレジットカウンセリング協会に頼むことを含め、各都道府県財務局に1か所ということで実施する、と今伺ったように思うんです。現在ももちろんクレジットカウンセリング協会はやっておられるわけですので、その状況というのをどういうふうに捉えておられて、今後どのようにそれを拡充していけばいいのか。お金の問題、人の問題をどのようにお考えなのか、ちょっと教えていただきたいと思います。

○吉野座長　総務省の方、よろしくお願いいたします。

○生嶋総務省自治行政局自治政策課長　クレジットカウンセリング協会は、今、まだ全国に数か所程度とうかがっております。やはりたまたまそれが近くにある、近隣にある市町村であれば相談に、あるいは都道府県であれば相談に乗ってもらえると思うんですが、今の状態では、

結局その市町村や都道府県でも対応ができないような方の場合、専門の弁護士さんなりそういうところを紹介すると終わりということになっているのかと思います。

私どもとしては、先ほども言いましたように、この多重債務問題が社会問題として、国を挙げた取り組みが必要だと思いますので、やはり専門のノウハウ、相談実績もお持ちのところで対応できる体制が取られれば、効果的な体制になるのではないかと考えます。クレジットカウンセリング協会さんだけにこだわっているわけではありませんが、法テラスなど、色々な窓口がネットワークを組まれ、個別の市町村では対応ができない事例について、そうしたところが相談窓口としてご紹介ができて、スムーズに誘導できるという体制がとれれば、ご相談に来られる多重債務者の方にとって、一番効果的な体制になるのではないかと、そういう趣旨で申し上げております。

それから、誤解がないように申し上げますと、今の市町村でもアンケートの結果によれば、現実にかなり親身な相談までやっていらっしゃるところがあるわけですので、そうしたところには、もちろん今の取り組みを一層拡充していただくようにご要望していくという趣旨であり、何もかも全部その基幹的な窓口にという意味ではありませんので、その点はちょっと申し上げておきたいと思います。

○高橋委員 クレジットカウンセリング協会の相談に携わってきた方で、今月いっぱい辞めるという方から実はご連絡をいただいております。この方は、多重債務者問題研究会のメンバーでもあって、もう10年間相談業務を名古屋でかなり一生懸命やっていた方です。是非伝えてほしいということですので、ここでお便りをご披露させていただきます。

「クレジットカウンセリング協会では、まずカウンセリングの絶対数が少ない。名古屋の場合、現状の人数では、週に6組しか新規の相談を受けられません。30分刻みで1日4から6組の相談、新規継続を受けます。30分は短くて、担当アドバイザーは忙しくバタバタと動き回っています。また、業者から提出される取引履歴は、半分以上が約定利率で計算されているので、引直しに時間がかかります。そのため、アドバイザーは家計管理指導までは手が回らないのが実情です。相談者は、弁済の和解契約がまとまると、カウンセリングのための来所が終了します。それまで義務づけられていた家計簿づけは自主管理になってしまうので、クレジットカウンセリング協会に家計簿を提出する相談者はほとんどいません。

私は辞めることにしたんですけれども、その理由は、まず1つ目として、消費生活センターや行政の窓口からクレカンに紹介されてくる相談者が大変多いということ。2番目に、クレカンの絶対数が少ないので、債務者に公平に支援を提供できない。」

この方は、3月現在の時点で、今来る人の予約は4月ということで、せっかく電話をかけてきても、任意整理ができそうな人は、弁護士会の相談センターや簡易裁判所を紹介せざるを得ないと。たらい回しみたいになってしまうので、現在のクレジットカウンセリングは、カウンセリングである以上は、もうその主役である債務者自身の解決への強い意思がなければ立ち直りはできないので、そこに任せるということはいかななものかというお話です。

現実には、クレジットカウンセリングという言葉だけが先行して、何かできそうな感じがするんですけども、もう既にその数か所のところで、現場でやっている方がアップアップだとおっしゃっているの、相当何らか強力な措置をとっていただかないと、これをやるのは難しいのではないかと思います。

○吉野座長 金融庁、いかがでしょうか。

○大森信用制度参事官 現状3か所ということで、せめて財務局のブロック単位ということを考えているんですけども、ご承知のとおり、この協会は貸金業界、クレジット信販業界、銀行界、3者が資金を拠出しているわけですし、貸金業界は先般の改正で非常に高いハードルを乗り越えていかなければならないという意識があり、一方、銀行のほうは、直接自分たちの貸付けが多重債務を作っているという意識が希薄でありまして、なかなかすんなりとはいきませんけれども、いずれにしても総務省さんの冒頭の話もありましたし、諸外国を見ましても、原因者負担という考え方には相応の合理性がございますので、むしろ有識者の皆様方からこの仕組みをもっと拡充すべく、原因を作っている者は相応の役割、責任を果たせということを強く言っていただいたほうが、私たちとしましてもありがたい、と現在感じているところでございます。

○吉野座長 お話を聞いていますと、先ほどの自治体へのアンケート調査は担当者のアンケート調査で、それを実際に利用された方がどう思われているかという調査ではないですから、おそらくカウンセリング協会を利用された方は何か月待ったとか、そういうことが入ってくればそれがパーカッションとなるような気がいたしまして、これからさらにほかの色々な調査もしていただく必要があるように思います。

野村委員、どうぞ。

○野村委員 総務省と法務省に1点ずつ、ちょっとお伺いしないしは意見を申し上げたいと思います。

まず、総務省なんですけれども、今回のアンケート調査で実際に相談を担当されている方が、専任の職員の方なのか、あるいは嘱託なのかといった数字は出てきていまして、かなりの部分

で嘱託の方がやっておられるということが浮き彫りになっています。この方々の待遇がどういう状況になっているのかということは、把握されていないのでしょうか。私たちは相談者の方々の努力に期待をかけているわけなんですけれども、自分の契約が継続してもらえるのかどうかということにすら不安を覚えているような方に依って立っているという状況もあるやに伺っていますので、そのあたりのところの改善策を、できますればご検討いただけないか、あるいはその前提としてそのあたりの実態を把握しておられるのかということ、まず1点、お伺いしたいと思います。

○吉野座長 総務省、お願いいたします。

○生嶋総務省自治行政局自治政策課長 ご指摘のとおりで、待遇まで今回調査しておりませんので、把握しかねる面はあります。ただ、個別にお話を伺った際は、むしろ一般職員の方は人事異動のサイクルがあって、どんなに長くても自治体、特に市町村ですと、職員数も今は限られてきておりますので、5年ということは珍しくて、3年置くのもなかなか難しい。その場合、嘱託の方であれば、そうしたことにむしろ経験のある方を選んで置いたりする場合もあって、即戦力であると同時に、5年あるいはもっと長く続けられる方もおられることは聞いております。ただ、待遇等の詳細については、今は把握しておりません。

○吉野座長 どうぞ、野村委員。

○野村委員 おそらく、そのあたりのところをもう少し配慮して差し上げることが、充実したカウンセリングにつながるのではないかと思いますので、是非実態の把握と改善策の検討をお願いしたいと思います。

それと、法務省さんにお伺いしたんですが、やはり法テラスの問題は非常に重要なテーマだと、私も法律家なので思っているわけなんです。先ほど来から周知徹底を図るということがテーマとなっていますけれども、なかなか具体策が出てこないという感じがしています。私、学部で、学生たちに法テラスのことを聞きますと、ほとんど知らないんですね。法学部で法律を学んでいる学生がほとんど知らないという状況になっています。これはやはり、そういうところにもう少してこ入れをしていただく必要があるかと思うんですが、我が国の場合は諸外国と違いまして、極めて珍しい国でありまして、大学の学部教育の中に法学部というのがあり、法律を学ぶという人たちがいる。よその国は、法学というのは専門職になるための教育ですから、医学部と同じように、専門家になる人だけが学ぶものなんです。法学を学んで法律家にならないということは普通考えられないわけなんです。よその国の場合はですよ。

ところが、我が国の場合は、たくさんの学生が法律を学んでいるんですね。医学を学んだの

に医者にならないという人がたくさんいるという国なわけです。この方々はものすごい戦力でありまして、何を言いたいかといいますと、日常的に困っていることは、意外に法学部を出た人に聞いているんですね。あるいは、学部の学生にすら、親戚の人はいろんなことを聞いているという実態もあるわけです。だから法律学を学んでいる人たちに対してもっとアピールをすると、法テラスというものがあるということを言ってくれるきっかけになるかとも思いますので、できればパンフレットを作るなり、大学に出向いてきていただいて、色々ご説明いただくなり、いろんな形で浸透させていただければありがたいと思っています。

おそらく広報となりますと、当初は電車の中に吊り広告がありまして、傘のマークを書いた法テラス、目立ったんですけれども、あれをもう1回繰り返すような話になりそうなのですが、それよりは、そういったもうちょっと身近なところで色んな方々の口を通じて、法テラスが話題になるように、例えば小学校の社会科見学に組み込んでもらうなど、そのあたりのところの拡充を是非お願いしたいと思います。

○吉野座長 法務省の方、いかがでしょうか。

○敝本法務省大臣官房司法法制部参事官 本当にありがとうございます。

法テラスとしても、大学、ロースクールなどに行ってそういうお話をさせていただく機会があればどんどんやるべきだと思います。

小学校、中学校などからも、そういうものがあるんだよということで、最近政府広報でしたか、パンフレットを作っていただきましたので、そういうものも活用して、小さな時から、そういうものがあるんだということをわからせるというのは大事なことだと思います。

先生のご指摘がございましたけれども、そういう身近な広報ということでは、最近法テラスで始めておりますのは、人権擁護委員、あるいは保護司、民生委員、行政相談委員、日ごろ地域に密着して様々な相談を受ける立場にある方、そういう方の研修会、協議会等が各地でありますので、そこにそれぞれの地域の法テラスの職員が行って、説明の機会を与えていただくということを始めているところでございます。

○吉野座長 翁委員、どうぞ。

○翁委員 地方自治体に関しては、今回始めてアンケートをやりましたけれども、やはりそれぞれの自治体の意識はまだまだ低いと思うんですね。その意味でも、総務省は全国の自治体を見られる立場にあるわけですから、先進事例の紹介とか、それから近隣地区の取組みとか、そういったことをどんどんスピーディーに積極的に情報発信していかれて、そういった取組みを自治体に周知していただくということを、まずやっていただきたいと思います。

それから、ネットワークについても、とにかく早く網の目のように構築して、どこかで多重債務者をすくい上げられるという仕組みを、やはり自治体を中心につくり上げていくというのが非常に急がれるのではないかと。ネットワークの充実というのは非常にこれから大事になっていきますけれども、まずどういうところに与えられるのか、どこですくい上げられるのかということを、とにかく早く、まず構築していくということが重要なのではないかと考えております。

○吉野座長　ありがとうございます。

総務省、いかがでしょうか。

○生嶋総務省自治行政局自治政策課長　ご指摘のとおりと考えております。私ども、多重債務者の方の立場からして、可能な限り速やかに確立されるような体制をまず呼びかけていくということを前提にし、またこの対策会議のほうでのご相談に加わって呼びかけをしていく中で、そうした事例の紹介や意識啓発といったものもやっていく必要があると考えております。

○吉野座長　まだまだご意見はあると思いますけれども、時間の関係で、最後のほうでまたまとめてお伺いしたいと思いますので、2番目のセーフティネットの充実につきまして、次のテーマに入らせていただきたいと思います。

まず、総務省、厚生労働省、財務省、中小企業庁の方々からご意見を伺いたいと思いますが、先ほどと同様に、宇都宮先生からの要望あるいは質問につきましても、ご回答の中に含めていただければと思います。

最初に総務省からお願いいたします。

○生嶋総務省自治行政局自治政策課長　総務省でございます。

セーフティネットの対応でございますけれども、これも先ほど申し上げた中にありますとおり、自治体に新たな負担を課すということになりますと、それが義務づけであれば、やはり法令上の措置が必要になってまいります。法令上に規定のない関与をするというのは、今の法体制のもとでは違法な行為になってまいります。

したがって、今後、先ほどありましたような意識啓発とか市町村を含む自治体の取組みの要請をしていく中で、今後、いわゆるこれは中期的に検討する課題だと思っておりますが、公的セーフティネットへの対応などもやはり必要となれば、これは国として、財政面をはじめ、責任を持った対応というのを検討していくことが前提になっていくと考えております。

○吉野座長　ありがとうございます。

それでは、厚生労働省の方、お願いしたいと思います。

○藤崎厚生労働省社会・援護局地域福祉課長　厚生労働省です。

私どもが所管しております公的な貸付け制度、これはご案内のとおり、それぞれ目的、対象者なりが定められております。今回、この有識者会議でご議論いただいています多重債務問題、まず初めに、多重債務になった方々への貸付け、またその多重債務を未然に防ぐための貸付けと、2つあるのではないかと思うんですけれども、公的な貸付け制度ですので、私どもがやっております生活福祉資金ですとか母子寡婦貸付資金は、それぞれ対象者が定められております。生活福祉資金で言えば、低所得世帯の方、それから高齢世帯の方、それから障害者世帯の方ということで、この方々が日常生活をする上で必要な資金が生じた場合に、社会福祉協議会で貸付けをするということになっております。その必要な資金というのをできるだけきめ細やかにメニューをそろえて貸付けを行うということで、福祉資金ですとか修学資金ですとか療養介護資金、また離職者や、失業した方々の生活費を貸すとか、資産は持っているけれども収入がない方々に対して、その資産を担保に貸付けをするといったような、できるだけきめ細やかな形で貸付けの資金を用意しております。

できるだけ消費者金融に行かないで、公的な資金を利用させていただくというのが必要ではないかということで考えておりまして、できるだけ住民の皆さん、先ほど言ったような対象者の方々に利用していただくようなPRを周知徹底していきたいと考えております。

宇都宮委員のご要望なりご質問ですけれども、事前の相談とか事後のフォロー、こういったものが必要ではないかということで、これは全くおっしゃるとおりであります。私どもの生活福祉資金では、地域の民生委員の方々にこの制度に加わっていただきまして、先ほど言ったような資金が必要であるといった場合は、その民生委員の方にご相談をいただいて、民生委員の方々が色々なアドバイスをしていただくというようなことで実施をしております。

ということで、今後は緊急小口資金、緊急に何か資金が必要になった場合、こういったものをできるだけ借りやすくするような方向で考えていきたいということと、19年度から限度額も2倍に、5万円だったのを10万円にすると、そういったようなことで対策を講じていきたいと思っております。

○吉野座長　ありがとうございました。

引き続きまして、財務省からお願いいたします。

○伊藤財務省大臣官房文書課企画官　財務省でございます。国民生活金融公庫を所管する立場から申し上げたいと思います。

国民生活金融公庫では、必ずしも多重債務者対策という切り口で物を今まで考えてきたことはなかったと考えておりまして、対策本部ができて、それでこの有識者会議で毎回議論が

行われていることを、逐一国民生活金融公庫のほうにも伝えまして、何ができるのかということとを議論しております。

それで、少なくとも今の国民生活金融公庫の枠組みの中でございますと、事業者向けの小口の融資ということですので、債務整理をされた後とか、それから債務整理をされている過程で見通しの立った段階、そういう状態で、次の再生、再建に向けた事業向けの資金が必要な方、かつ返済が見込める方に対して事業資金の融資を行うということではないかというふうに考えておりますが、それで宇都宮先生のご指摘にもありますように、その場合でも、よく事情を聞いたりとか、事後の事業見込みも一律の基準で、前にこういうことがあったからだめとかいうことではなくて、よくその事情を聞いて融資をすることが必要だと思っておりますけれども、今後そのために必要なこととしまして考えておりますのは、もちろん窓口対応が大事でございますので、職員の研修というようなことは当然だと思いますけれども、ただ、例えば宇都宮先生のご指摘にありますような商工ローンの債務整理の相談とかいうことになると、必ずしも国民生活金融公庫の窓口の現有戦力で専門的なアドバイスがどこまでできるかという疑問もありますので、専門家の方に適宜ご紹介をするなり、そういうネットワークの輪の中に入ることが大事ではないかというふうに思っております。

それで、1つだけ、宇都宮先生のご指摘の中でありました、例えば消費税の滞納実績があるとか一律に融資を拒否される、商工ローンの借り換えについて融資ができないということが一律に行われているというご指摘がございましたので、国民公庫のほうにそういう実態があるのかどうかということをお聞きしましたが、もちろん融資審査の際に、資金繰りとか、それからほかの債務がどのくらいあるかということは大変重要なメルクマールですので、そういうことをお聞きして、それで融資を例えばお断りするときに、何で融資を断るんだという理由を聞かれるときがあるわけですが、そのときに、そういうことの1つとして、そういうことを申し上げることはあると。かつ、それはいろんな担当者もいますし、いろんな申し込みの方もおられますので、それが理由で断られたというふうに思われる方もいるかもしれない。ただ、国民生活金融公庫としては、そういう1つのメルクマールでお断りをするということではなくて、あくまでも資金繰りとか将来の返済見込みについての1つの材料としてそのことをお聞きし、審査をしているんだということでございましたので、もちろん誤解のないように色々ご説明しなければいけないと思いますが、1つ申し上げておきたいと思います。

以上でございます。

○吉野座長　ありがとうございます。

それでは、中小企業庁の方、お願いいたします。

○寺澤中小企業庁事業環境部金融課長 中小企業庁のほうから説明いたします。

先ほどの財務省が所管します国民公庫の関連とよく似た答えになって、重複する部分もあるかと思いますが、私ども事業者向けについてやはり重要なのは、高金利による融資に頼らなくてはならないという状態になる前に、早め早めに早期の事業再生を何とか、一旦失敗した後に再チャレンジする道を用意するということが重要だろうと思っております。

こういう観点から、まず資金面については、19年度から、再生プロセスのある事業者、例えばいろんな民事再生法を使っている事業者、あるいは私的整理にある事業者について、その間のファイナンスを用意するということを19年度からやってまいります。

また、一旦失敗した人が再チャレンジするということについて、従来なかなかそういう失敗者に対しては資金供給がなされないという実態もあるものですから、それについて積極的に、一旦失敗した人でもファイナンスするというようなことを19年度からやっていこうと思っています。こういうふうな再チャレンジする道があれば、今やっている事業でどんどん泥沼に入る前に、早め早めに切り替える、あるいは新たな道へチャレンジしていただくという可能性も高まるのではないかとこのように思っています。

続きまして、資金面以外のコンサルティングとかアドバイザリーとか、これは宇都宮委員からの指摘もございます。実態としては、先ほど財務省から説明があったように、融資の現場においては、なかなか対応が難しい部分もあるのが実情だと思います。

したがって、私ども2つ補完的な措置を考えています。1つは、既に3年半前からやっているんですけれども、全国47の都道府県に中小企業再生支援協議会というのを設けています。ここで中小企業者の皆様からいろんな再生についてのご相談を受け、できる場合には再生計画をつくるということをやっています。3年半で、全国で1万1,000件の相談に応じています。既に1,300件については再生計画も策定しております。もともとこの再生支援協議会は、いろんな金融危機もあって、時限的な措置として、もともとは来年の3月で切れるということであったんですけれども、今般、国会に法案を提出させていただいて、これを延長させていただくということ、今、国会にお諮りしております。国会のほうが通りましたら、平成28年3月までこうした組織を維持できるということになります。

2点目でございます。これをさらに補完するために、早め早めの相談をしなければいけないということで、早め早めの方向転換とかも含めて、そういうアドバイスできる窓口をさらに充実しなければいけないということで、これも19年度から全国280か所、実際に置くのは各県の

商工会連合会と主たる商工会議所、全国280か所に再チャレンジ相談窓口を設けて、これは無償で公認会計士の方々とか弁護士の方と連携しまして、無料でいろんな助言をする、そういう窓口を来年度からスタートしますと。こういう資金面とコンサルティング、両面にわたって、中小事業者の早期再生あるいは再チャレンジというのをバックアップしていきたいという考えでございます。

○吉野座長　ありがとうございました。

それでは、ただいまのセーフティネットの充実に關しまして、どなたからでも結構ですので。

では、宇都宮先生、どうぞ。

○宇都宮委員　まずセーフティネットについては、そういうものがあることがあまり知られていないので、ただ一方で高利の消費者金融とかサラ金とか商工ローンは色んなところで宣伝していますし、中には商工ローンの一部については直接中小零細事業者に融資勧誘をやっている。さらに、何回もお話ししていますけれども、ヤミ金融に関しては、ヤミ金融のほうからダイレクトメール等で融資勧誘が来る。そういう非常に困っている低所得層とか、あるいは経営が行き詰まっている中小企業にとっては、こういうセーフティネットよりかはヤミ金とかこういう高利の商工ローンのほうが身近な存在になっているんですね。早期の早めの融資と言うからには、そういう広報をどうするかというのは是非考えていただきたいということです。

それから、前にも出ていましたけれども、こういう公的融資は非常に貸し倒れが多いということを知りましたが、ここでも有識者会議で前に言われた岩手県の消費者信用生協のヒアリングをやりましたけれども、これは融資と絡んで、必ず弁護士会と一緒にやって債務整理をやっているんですね。そうすると、高利の負担というのはなくなりますので、必ず返済が確実になる。ところが、これまでのこういう生活福祉資金の貸付けとか国民生活金融公庫等の貸付けについては、そのチェックとか債務整理を抱えている場合のきちとした対応が十分できていないのではないかと思いますので、これを機会にそれを是非検討していただけたらと思います。場合によれば、それぞれの都道府県に弁護士会等がありますので、弁護士会等と提携して、負債を抱えている場合は債務整理、これをやはり整理しないと、どうしても高利の債務の返済が優先になりますので、公的な資金は後回しになってしまうということです。

それから、先ほど厚労省の方がそういう生活福祉資金等の貸付けは民生委員がアドバイスをしたりフォローしているというふうに言われましたけれども、その民生委員自身が多重債務の問題とか債務整理の内容について十分な知識がないと、的確なアドバイスとか、それから債務整理についての相談窓口への誘導がなされない可能性があるわけですね。その辺の民生委員に

対する研修とか、あるいはもうダイレクトに生活福祉資金の融資に際して弁護士会と提携するとか、その辺の工夫がないと、また融資はするけれども焦げ付いてしまうということで、また国のほうが融資に消極的になってしまう。そういうことではよくないと思いますので、是非この融資に際しての債務整理とか多重債務の問題を解決するために、いろんな相談窓口とのネットワークをきちっとつくっていただけたらと思います。

○吉野座長　ありがとうございます。

先ほどの広報といいますか、セーフティネットが利用者の方々になかなかわからないというのがやはり一番の問題ではないかと思ひまして、是非1つやっていただけるとすれば、今回市町村、都道府県を含めてアンケート調査をやっていただいたわけですから、その担当者の方に、こういうセーフティネットが利用可能ですよという一覧をインターネットで送っていただいて、それぞれの担当の方がそれを全部把握されているということも重要かと思ひます。

それでは、今2つ大きな問題があったと思いますが、国民生活金融公庫などの融資に関して、債務整理の弁護士会との連携というのは、財務省の方、いかがでしょうか。それから中小企業庁の方も含めまして。

○伊藤財務省大臣官房文書課企画官　財務省でございます。

まさにそういうノウハウは、やはり国民生活金融公庫は欠けている面があると思ひますので、先ほど申し上げたように、これを機会にというのはやや遅きに失するのかもしれませんが、専門家の方とネットワークなり連携をさせていただきたい、相談していきたいというふうに思ひます。

それで、1つ、先ほどの広報のところ、全くおっしゃるとおりです、座長おっしゃるように、担当者の方にこういうメニューがありますよということまでは非常にいいと思うんですけども、一般に広報するということになりますと、他方、政策金融改革の今議論がございまして、民業補完に徹せよという議論の中で、あまり民に先立って国民公庫でこういうお金が貸せますよというのをどうやって広報していったらいいのかというのは悩ましいなというふう、今感じたところでございます。

○吉野座長　ただ、ヤミ金に先に行かれると困りますから、そこはやはり公的セーフティネットが先に出ていいような気がいたしますが。

それでは、中小企業庁の方、先ほどの再生支援機構とかアドバイザー窓口との弁護士会との提携などはいかがでしょう。

○寺澤中小企業庁事業環境部金融課長　周知徹底が不十分だということは、私ども別にこの問

題に限らず、中小企業政策全般について、各方面からも常に批判を受けている部分でございますので、まさしく使われてなんぼという施策でございます。

そういう意味では、私ども中小企業施策全般、おそらくいろんな役所に比べて、政府広報について等、広報活動については熱心にはやっているつもりではあるんですけども、やはり特にこういうふうな分野の方々にとっては、なかなかそこは行き渡らないということはご指摘のとおりだろうと。

それで、今回、先ほど説明しましたように、各都道府県だけではなくて、280か所というふうな相当の数の相談窓口を設けまして、中小企業者にアクセスしやすい相談窓口を設けたいと。さらにご指摘あったように、いろんな広報は一生懸命やっていきたいと思っています。

弁護士会等々との関係です。確かに、新しいお金を融資するより、まず債務整理をしないと、結局返せない借金をさらに増やしてもなかなか難しいということで、債務の整理なり圧縮というのがやはり当然必要になってくるんだろうというのは、委員ご指摘のとおりだろうと思います。そういうことがございますので、先ほど申し上げました全国47都道府県にあります中小企業再生支援協議会というのは、リスクをしている場合もあるんですけども、相当部分は債務の圧縮というのをこの中小企業再生支援協議会、これは公的な組織でございますので、ここが間に入って、いろんな債務の調整をするということをやっています。これについて、正直、各都道府県によって相当ばらつきがあるものですから、それこそ今日話題にあったように、いい事例、先行的事例をやっている都道府県の例を、ほかの都道府県にも均てんさせると。それから、どうしても人材においてもばらつきがあるものですから、全国的な人材プールをつくって、ちょっと弱い都道府県の再生支援協議会をバックアップすると。こういうことを通じて、中小企業再生支援協議会を中核として、債務削減等をやっていくと。

それから、それに至る前の段階としては、先ほど言いました再チャレンジ相談窓口というのは、弁護士の方々が提携して、無料で法律相談を中小企業者の人に対して提供するという予算の手当もしていますので、それを通じて、弁護士の方々を通じた整理につなげていこうというふうに考えております。

○吉野座長 それでは、厚生労働省の方、民生委員のアドバイスに関しまして。

○藤崎厚生労働省社会・援護局地域福祉課長 全国で今民生委員は、22万の方が日夜、地域の住民の皆さんの福祉の向上のためにご活躍いただいているということもご紹介させていただきたいと思います。その民生委員の方々は、今言いましたように、地域でお困りになった方々の、一番頼りになる身近な人ということで、色々な相談を受けている。また、国の制度ですとか自

治体の制度で、色々新しい制度ができております。そういったことを吸収していただいて相談に乗っていただくということが重要だと思っておりますので、あらゆる機会を通じて、民生委員の研修を充実強化するように、各自治体もしくは民生委員の団体に要望しておりますし、国としても今後とも充実していきたいと考えています。

○吉野座長 池尾委員、どうぞ。

○池尾委員 先ほどの債務整理の必要性等の話とも少し関わりますけれども、資金上の困難が生じたときに、困難に関して、それが経済学の議論で言うと、リクイディティの問題なのかソルベンシーの問題なのかというのが明確に区別されなければいけないと思うんですね。リクイディティの問題というのは流動性の問題、資金繰りの問題ということで、それに対してソルベンシーの問題というのは支払い能力そのものの問題、所得の問題ということですよ。資金的に困難だという時に、資金繰り、流動性が詰まっているという話であれば、代替的な貸付制度というのはセーフティネットとして機能するわけですが、そういうリクイディティの問題ではなくて、所得そのものの問題というかソルベンシーの問題のときに、別に代替的な貸付けをしたからといって問題解決にはならないわけですよ。

だから、そういう流動性を提供することによって対応できる問題なのか、それとも所得そのものの不足の問題として対応しなければいけないのかということ自体がきっちりと適切に判別されなければいけない。それから問題の中で、やはり私はソルベンシーの問題はかなりのウェートを占めているのではないかと考えているので、ここで議論されている貸付制度に関する改善というのは非常に重要なことで、そういうことを軽視するという趣旨ではないですが、最初の資料5-1だと、生活保護制度等は、5番目の最後の「上記以外の取組み」のところに戻ってしまっていますけれども、やはりセーフティネットを考える際には、貸付けという形のセーフティネットだけではなくて、ソルベンシーの問題に対応するセーフティネットというものを考える必要があって、そうすると、生活保護制度の問題だとか、あるいは最低賃金制度の問題だとか、そういうことが考えられなければいけない。そういう意味では、厚生労働省が所管されている政策全般にわたる総合的な対応というのが期待されるところではないかと思っています。

だから、問題を部分的に考えるのではなくて、総合的に考えていただきたいという要望ですが、特に生活保護制度に関しては、保護すべきでない人を保護してしまうという間違い、エラーは回避すべき必要があるわけですが、保護すべきでない人を保護してしまうという間違いを回避しようとするあまり、保護すべき人を保護しないという別な誤りですよ。エラーには第

1種と第2種と2種類あると言いますけれども、正しいものを間違っているというエラーと、間違っているものを正しいと言ってしまうというエラーがあるわけですが、できる限り両方避けなければいけないわけです。けれども、繰り返しになりますが、保護すべきでない人を保護していることに対する批判と、それは財政上の無駄になりますから、避けなければいけないということから、どうも保護すべき人まで保護しないという別のエラーを引き起こしている可能性があるのではないかという、感触ですので、そこまではよくわかりませんが、そのあたりを含めて、貸付制度に限定する形ではなくて、問題の広がりからすると、他の制度との関連を考えて、労働省と一緒にではなくて、せっかく1つの省庁の中ですべてカバーできそうな範囲を持たれている、所管をされているので、厚生労働省の所管の中での総合的な対策というのを是非考えていただきたいと思います。

○吉野座長 厚生労働省の方、いかがでしょうか。

○藤崎厚生労働省社会・援護局地域福祉課長 今、2点ほど、生活保護と、それから最低賃金という2つの具体的な事例が出ましたけれども、生活保護につきましては、色々な条件があって、それをクリアして初めて適用されるということです。もちろん、収入がない、資産がない、それから稼働能力がなく働くことができない。それから、扶養していただける扶養義務者がいないといういくつかの条件をクリアして保護の適用ということになりますので、これは厳格に適正に実施しなければならないということがあります。

今、よく言われているのは、生活保護基準よりも低い収入で生活している人がいるのではないかというご指摘がありますが、実はこの生活保護制度、申請主義をとっておりますので、福祉事務所に申請をしていただくということが、まず第1点あるわけです。その前段階で生活にお困りになった場合は、福祉事務所に相談をしていただきます。その相談していただいた中で、真に生活保護の適用が必要だという方について申請をしていただく。ただ、ここでよく誤解されるのは、申請をしたいんだけど、相談の段階で申請書をもらえなかったというようなことがありますけれども、先ほども言いましたように、他の方法、例えば資産、預貯金があって、それを下ろせば生活できるというようなケースもありますし、資産を持っていながら相談に来るとかということもあります。また、年齢によっては、稼働能力、働けるのに失業して求職をしていない方と、色々ありますので、そういう方は保護を適用しないということになりますので、保護を受けられるのに受けられないということが、現実の問題としてあるかどうかということについては、福祉事務所で適正に行われていると判断をしておりますけれども、これにつきましては、我々としても、毎年指導監査という形で、国が福祉事務所に外向いて、適正な実

施が行われているかどうかについて常に確認させていただいているということです。

最低賃金の部分につきましては、これは労働行政のほうで、各地域の実情といいますか、あわせて調査した結果で定めているということですが、これについては、今の国会でその辺の部分について見直しを行うということでご提案させていただいておりますので、改善されるのではないかと考えております。

○吉野座長 時間の関係で、少し先に進ませていただき、また最後にこの点に戻らせていただきたいと思います。恐縮ですが、野村委員、高橋委員には、後でもう一度させていただきます。

次、金融経済教育の強化につきまして議論を進めていきたいと思いますので、まず最初には文部科学省から、宇都宮先生からの要望とかご質問の内容も踏まえましてご報告いただきたいと思います。お願いいたします。

○上月文部科学省初等中等教育局教育課程担当リーダー 文部科学省で、小学校、中学校、高等学校の学習指導要領を担当しております上月と申します。

今回、私この会議に3回出させていただいて、多重債務問題、早急に解決したいということで、大変精力的な議論が行われていて、勉強になります。ただ、その意味で、学校教育にどう組み込んでいくかということについては、若干長くなりますが、学校の教育のシステムの仕組みということについても十分ご理解いただきながらお考えいただきたいなというふうに考えております。

まず、学校教育ですが、これは言うまでもありませんけれども、先般改正もされましたが、教育基本法、それから学校教育法のもとに、小・中・高等学校、大学等が設置されております。高等学校までにつきましては、学校教育法の定める目標等のもとに、省令で教科、国語とか算数とか社会等の教科や、その授業時数、標準の授業時数というのを定めまして、さらに内容等につきまして、この会議でも出ています学習指導要領、これは大臣の告示ですが、で定めております。

中学校までは義務教育でございますので、そこでは自立あるいは社会参加等に向けた基礎基本というものの習得ということをねらいとしています。高等学校では、その上で、個性に応じた進路の決定、あるいはその他の一般的な教養や専門的な技能等を学ぶこととしております。このため、言うまでもございませんが、知育、徳育、体育、教科で言いますと国語、社会、算数、数学、理科、外国語、体育、道徳、特別活動などについて、発達段階に応じた教育を行っております。

学習指導要領というのは、このような教科等の目標や内容等を大綱的に定めまして、そのもとに、各学校では地域や子どもの実態等に応じて、創意工夫を凝らした教育活動を展開しております。学習指導要領というのは、社会的要請を踏まえつつ、特に義務教育におきましては、国民としての基礎基本を習得させていくことを念頭に、子どもたちや学校の全体的な状況やさまざまな状況を踏まえつつ、中央教育審議会におきまして多角的・専門的に検討を行って、おおむね10年ごとに改訂をしております。また、教科書につきましては、学習指導要領を踏まえ、また各教科ごとにその学習指導要領の趣旨等を解説した解説書というのがございますが、それも参考にしながら、民間の発意のもとに製作され、国の検定を受けて発行されています。更新はおおむね3年程度でございます。

学習指導要領告示後、新たな教科書というのはどのぐらい出るかといいますと、これは通例からいいますとおおむね3年後ということが想定されているところでございます。

現行の学習指導要領におきまして、消費者教育、あるいは特に多重債務問題につきましては、教科でいいますと、主として家庭科ということになると思いますが、小学校では、金銭の計画的な使い方を考え、適切に買い物ができるようにする。中学校においては、身近な消費活動を中心に、経済活動の意義を理解させるとともに、販売方法の特徴などについて知り、必要な物質、サービスの適切な選択購入ができるようにする。そして、高等学校では、主体的な家計管理の重要性について認識させるとともに、契約、ここでも出ていると思いますが、消費者信用、問題の発生しやすい販売方法などを取り上げ、消費者の権利と責任について理解し、主体的に判断し、行動できるようにするというふうに、指導要領に記載されておきまして、こういったことから言いますと、高等学校で消費者信用等の問題が発生しやすい販売方法などを取り上げて、またほとんどの高等学校の家庭科の教科書では、多重債務問題について取り上げているところでございます。

このような学校教育あるいは学習指導要領の特性といいますか、性格から言いますと、この会議でも、前回ご意見があったと思いますけれども、基本的には社会の形成者としての基本を養成する観点から、例えば生活信条でありますとか生活設計についての基本的な能力や態度を身に付けさせることがまず大切だというふうに考えております。そして、刻々と変わる社会状況につきまして、学習指導要領に記載することは、その大綱性から極めて困難でありますし、学問の進展や、大人も含めた社会の基本的認識を踏まえた教科書の作成、あるいは関係機関等による副教材の作成、現職教員の研修などによって、このような緊急性のある問題については対応していくということが必要なのかなというふうに考えております。

具体的に論点メモについて申し上げますと、最初の○にあった、小学校から大学にかけてうんぬんのところですが、ここは教育の話を言いますと、小学校から大学、また最も被害者になりやすいいわゆる若者も含めた成人に対して、発達段階とそれぞれの段階のニーズ、つまり具体的にどれだけ逼迫した緊急性、危険があるかどうかとか、あるいはその発達段階、教えたことがちゃんと習得できる能力があるかどうかということも含めて、適切に教育を展開していく必要があるかなというふうに感じております。ここにすべての生徒と書いていますが、すべての生徒に多重債務問題をしっかり習得させるように教えることはなかなか難しいものでございすから、やはりその児童生徒、大人も含めた相手の状況、能力に鑑みて、適切な実施ということが必要ではないかというふうに感じております。

学習指導要領につきましては、次の○にかかることでございますけれども、学校教育活動を行うための教科等の編成の基準ということでございますので、ここで多重債務問題という文言を盛り込むということはかなり検討を要すると感じております。現在、中央教育審議会におきまして、学習指導要領の見直しを検討しております。その中で、ご案内のとおり、昨年末に教育基本法が改正されまして、そこでは具体的に教育の目標でありますとか、あるいは義務教育の目的、目標も記載されております。さらに、新聞等にも掲載されておりますが、学校教育法の改正について国会の審議ということが予定されておきまして、学校教育法というのは、学習指導要領の上位法でございますから、そういったようなスケジュールを見ながら、さらには学校教育法案がどういうふうになるかということも見て、学習指導要領の改訂作業を進めていく必要があるというふうに考えております。

○上月文部科学省初等中等教育局教育課程担当リーダー　そういった意味で言いますと、今後、実際に新しい指導要領が告示されるということになりますと、相当先になるのではないかとこのように考えております。

次の以下の○について、ネットワーク構築に校長会を盛り込むでありますとか、そういったことについては適切に対応していくことが必要かというふうに考えております。

それから、色々考えますと、緊急性ということを考えますと、学校におきましては、特に高等学校ということになりますが、特別活動の中にホームルームという活動がございます。その中で、適切な副教材を使いながら、時宜に応じた的確にやっていくこともあわせて考える必要があるのではないかとこのように感じております。

大学についてはちょっと補足させていただきます。

○湊屋文部科学省生涯学習政策局男女共同参画学習課長　大学について触れられておりますの

で、若干ご説明させていただきたいと思います。

学生が消費者被害に遭わないという観点からは、私どもとしても、新入生が入ってくる時期とか、あるいは大学生が進級する時期とか、そういった時期に多重債務とかクレジットカードの適切な利用等も含めて、消費者生活における啓発を進めていくということが重要だと思っておりますので、毎年年度末、それから新年度を迎える時期に、文部科学省から各大学に対して、それぞれの大学において取組みを促すようなという通知を発出をして、その学生に対する指導充実ということのお願いをしてきたところでございまして、今年度も2月に各大学にそういう要請を行っているところでございます。各大学では、入学時のオリエンテーションとかガイダンスとか、あるいはそういう内容を書きましたパンフレットを配布しながら、それぞれの大学において、こういった消費者問題あるいは消費者被害に遭わないような観点からの学生に対する指導と申しますか、啓発を行っているという状況にございます。

ちょっとつけ加えさせていただきました。

それからもう1点、金融庁、総務省で行われた調査について、質問の11のところ、これは自治体が主催して借金に関する消費者教育、学校教育を行っていますかということについて、全部で19%の自治体が行っているということで回答が来ているようでございます。これは質問ですけれども、自治体が行っているということになっているわけで、こういう19%の、例えば学校では特に少ない数が出てきているわけですけれども、それぞれの学校では、先ほど上月が申し上げたように取り組まれているわけですけれども、あくまでも自治体が行っているという、自治体の職員なり専門家が講師をして、こういう学校教育を行っているかという問いになっているので、こういうふうな数字が出てきたということによろしいのでしょうか。ここだけちょっとお答えいただければと思います。

○大森信用制度参事官　そうです。

○吉野座長　よろしいでしょうか。それぞれ皆さんご質問があればいかがでしょうか。

高橋委員、この分野ご専門ですので、いかがでしょうか

○高橋委員　恐れ入ります。

吉野先生とご一緒に中教審で、学習指導要領の改訂に、当初の予定よりもずっと長くかかわらせていただきましたけれども、ついに金利のこととか、なかなか入れていただけそうもなく、忸怩たる思いがございします。

消費者教育は家庭科の分野ということなんですけれども、家庭科の学習指導要領にもなかなか盛り込めないのですか。私が参加していました社会、地歴、公民のところにも、緊急を要す

る、早く入れなければいけないものとして、法教育と金融経済教育と消費者教育の3つが検討課題として文科省さんのほうから具体的に挙げられていたんですけれども、どうも実現しないという状況で、家庭科のほうの部会の先生からも絶望的だというお話を伺ってはいましたが、今日の結論的な説明でそれがわかりました。特別活動とホームルームならよろしいと、こういうことなのでしょうか。そこに入れるにはどうしたらいいかということをお願いしたいと思います。

○吉野座長 文部科学省の方、いかがでしょうか。

○上月文部科学省初等中等教育局教育課程担当リーダー その点については、決めていない段階だと思います。それから、その今言われた3つの点については重要であるということは、大体おおむね認識されていますので、そのことでどうやっていくかというのが今後の議論かなと思っています。

それから、特別活動については、具体的に文言を入れると言いますと、これ、例えば私、さっき特別活動と言いましたけれども、ホームルームで個人及び社会の一員としてのあり方や生き方、健康や安全に関することを取り扱うことになっております。ここに、例えば今の言ったレベルの具体的な事項を全部入れていくと、それこそ時代、社会の変化に対応できなくなってくるので、今でもこの特別活動の中で、緊急性があって、こういうような話について、いい教材等も含めてホームルームをやっていただくということは考えられる話ではないかなというふうに感じています。

○吉野座長 高橋委員、どうぞ。

○高橋委員 そうしますと、いい教材を民間なりどこかがつくって、そこに文部科学省さんの視学官かどなたかの推薦文がついて、それで学校現場に配らせていただければ普及するというふうに考えてよろしいでしょうか。

○上月文部科学省初等中等教育局教育課程担当リーダー これは、関係省庁である各機関と連携しながらやっていかなければいけないと思いますけれども、そういうような形も考えられることではないかと思っています。

○高橋委員 今日まで各方面のお話を聞いていただけたと思うんですけれども、大変緊急性が高いのです。新しい学習指導要領ももともと予定どおりで行けばもうできているはずのところができていない状況になっておりますので、今また検討されるとなると、10年先の話かというふうに非常に絶望的になってしまいます。ここに来ていただいて、各省庁で、オール霞が関で取り組みましょうというときに、やはり文科省さんとして、これならできます、こういう形で

やりましょうというふうな建設的なご意見を是非いただきたいと思うんですけれども、いかがでしょうか。

○吉野座長 いかがでしょうか。

○上月文部科学省初等中等教育局教育課程担当リーダー 今回の意味で言いますと、学習指導要領というのは長期スパンで考えていますので、そういった意味で言いますと、今の現行指導でも対応できる1つの形としては、例えば特別活動の活用ということが1つ挙げられるかと思えます。

○吉野座長 ありがとうございます。時間の関係もありますので、色々ご議論あると思いますが、次のテーマに進んで、それからまた戻っていただきたいと思えます。

最後のテーマとしまして、ヤミ金対策の徹底と、それからその他の論点につきまして、議論を深めさせていただきたいと思えます。

警察庁からこれに関しましてご意見をいただきたいと思えますが、先ほどと同じように宇都宮先生からの要望あるいは質問についても含めてご回答をお願いしたいと思えます。

それでは、警察庁の方、お願いいたします。

○齊藤警察庁生活安全局生活環境課生活経済対策室長 警察庁でございます。

取締りということでございますので、警察庁ということになるかと存じますが、基本的には行政当局もこの話には当然含まれることでございまして、私どもとしてもきちんと連携をしながら取り組んでいきたいというふうに考えているところでございます。

先般来、色々のご意見をたまわっていますが、警察における相談対応ということについて、本日も宇都宮先生からご指摘がありましたが、その中で、借りたものは返せというような、間違った方向での民事介入ということが言われていますが、やはり借りたものを返せというふうに頭ごなしに相談のときに警察官がそういったことを言うのは、適切でない場合が多かろうというふうに思っています。借りたものは返さなければいけないというのは、ただ単に借りるという言葉の意味を説明しているだけではないかというようなことにもなるわけで、相談者に対して、そんなようなことで頭ごなしに対応するというのは、失礼なことに当たる場合が多いのではないかとこのように考えているところです。

ただ、他方、相談というのは色々な内容のものがあるわけで、借りたものは返せと必ず言うてはいけないんだということも、なかなか私どもとしては指導はしにくいところで、一概にこれが常に警察の相談のときの対応としてよろしくないというようなことまではちょっと言えないのかなというふうには思っています。

平成15年の貸金業規制法の改正で42条の2というのができまして、年利109.5%を超える契約は無効ということで、これについては利息を支払う必要はないということになり、これについてはもちろん周知徹底を図りましたが、やや徹底を欠いていたということが結果としてあったのではないかと考えているところです。このたびの改正では、この部分については変わっていませんが、改正に合わせて、改正法の趣旨を徹底する会議等も開き、この点、特に15年改正の問題ではございますけれども、改めて徹底をしました。

借りたら返せというのは民事的にも間違いの指導になり得るということについて改めて強く指示をしました。一時期、民事不介入ということをして盾に取り、取るべき対応を取らないことがあったのではないかなというように、警察業務一般に対するご批判がありましたが、民事的なことについてどんどん踏み込んでいいというわけではなく、それは捜査の必要があってそういった部分に入らざるを得ないということは当然ありますが、捜査と無関係な部分で民事の部分に警察が入る部分というのは、やはり基本的には好ましくないことですので、そういったところも踏まえ、現場における対応もきちんと指導していきたいと思っています。

基本的に警察の役割は捜査ですので、貸し借りのことについてはやはり弁護士会等を紹介するようにということを言っています。難しいことをわかったふりをして対応するということが対応の不適切につながるということもあろうかと思っておりますので、わからないことをわかったふりしないというようなことを徹底しながら、捜査のほうはきちんとやるというふうな指導をしているところでございます。

捜査についてですが、これはもちろん貸した者が違法行為を行っているということであれば、当然捜査をしていくわけでありますが、いわゆるヤミ金融と言われている人たちの中には、姿を見せずにひどい取り立てを行うというようなこともままあり、捜査に大変時間がかかる困難な場合もあります。そういった際に、相談に来られた方が、過酷な取立てに苦しんでいるということであるならば、相談者を救うという意味でも、姿を見せない相手に対して電話で警告をするということは従来からやっているわけですが、そういった場合にはより積極的に行うように指導しています。

ただ、あまりこればかりに頼ると、捜査をしないということにもつながりかねず、警告をすれば相手方にその状況が警察において把握されているということが分かってしまうということもあり、本来捜査という点からはマイナスという面もあるわけですが、そこは適宜きちんと判断をしながら対応するようにということを言っています。ですから、ある意味電話警告をしないから対応が不適切だというようなご批判もあるかも知れませんが、それも捜査との兼ね合

いがあるので一概には言えないわけです。相談者を救わなければならないという要素が非常に強ければ、ある程度その捜査の部分というのを犠牲にしてもそうしなければならない場合もあるでしょうし、やはりケースバイケースかなというふうに考えています。

それから、携帯電話不正利用防止法を利用して犯罪活動を封じ込めるという観点からの法の活用ということもご指摘いただいておりますが、これについても、平成17年に制度が始まってからしばらく経っており、こういった制度があるということをさらに先般徹底をしたところで、これも捜査との兼ね合いという問題がありますが、ここをケースバイケースできちんと対応するように指導しています。

この問題については、捜査との兼ね合いということで、両面があるわけで、やはり常識的なきちんとした対応が今後ともできるよう、指導を徹底するとともに、また委員のほうからも、弁護士会に協力を求めているいただければというようなお声かけをいただきましたことは、大変ありがたいことですので、また必要に応じてお願いをしてまいりたいと存じております。

以上でございます。

○吉野座長 ありがとうございます。

宇都宮先生、ヤミ金対策に関しまして、つけ加えることがございましたら。

○宇都宮委員 今日の質問書とか要望書に、なぜ借りたものは返せということが間違った方向かということなんですけれども、これは一般的な相談ではなくて、ヤミ金に関する相談では問題ではないかと考えているわけです。といいますのは、先ほど貸金業規制法の42条の2は、利息は当然払わなく、無効になるんですけれども、元本の借りたお金が不当利得になるのではないかなというような民事的な問題があります。ただ、この問題については、実は札幌高裁で、不法原因給付になるから借りた元本は返す必要がないという判断が出ていますし、日弁連でも、全国の弁護士会に、犯罪者集団にまたお金を返すと彼らの資金源になりますから、これは一切返すなという方針をとって、裁判上も徹底して争っているところなんです。しかも高裁レベルでそういう判断が出ているので、これは借りたものは返せとなると、これは1つの方針を出すことになりますので、警察レベルでヤミ金の相談に来た場合にこういう指導をすると、裁判所の判決とも食い違ってきますし、むしろある意味では民事的な判断を押し付けることになりますので、その点を言っているわけです。

それから、今日のちょっと5 - 7の資料で、最近のヤミ金のタイプについての、まだ回答数が少ないんですが、アンケートをやっていますけれども、実は次回でももし必要でしたら資料として出そうかと思っているんですけれども、2002年に日弁連が全国でヤミ金融110番をやっ

たときに、ヤミ金の種類の半分以上が東京都知事登録業者なんですね。しかも都知事登録で、更新番号が（１）の業者が51%を占めています。今回の調査では、都知事登録業者が5%で、圧倒的多数が非対面型の電話だけの融資勧誘と、それから口座に振り込ませるものなので、当然こういう業者の督促というのは電話による督促が主なんですね。それを親族とか職場とかあらゆるところで取り立て行為をやっているということで、ヤミ金の被害を食い止めるためには、その電話の督促をいかに止めるかというのが非常に重要な問題になってきていますので、先ほどの携帯電話不正利用防止法を利用して、利用停止をお願いしたいと言った次第なんです。

ますます登録業者が減っていますから、検挙は難しくなっていると思いますけれども、やはり犯罪者集団に対しては、検挙に勝る予防なしというような格言があるとおり、是非徹底捜査をお願いしたいと思いますし、相談に行った相談者を是非守っていただきたいと思います。

○吉野座長　ありがとうございました。

警察庁の方、いかがでしょうか。

○齊藤警察庁生活安全局生活環境課生活経済対策室長　まず最初の札幌高裁の判決についてですが、先ほどこれについて言及することを忘れてしまいましたが、こういう形で不法原因給付に当たって、元本も返す必要がないという趣旨の判決が高裁レベルで出ているということについては、現場のほうにも伝えています。ただ、相談に来た内容で、即座にそれがそういった不法原因給付に当たるかということを警察の段階で判断するというのも難しいところですので、そのような場合もあるんだと、だから常に借りたものは返さなければいけないというのが正しいわけではなくて、民事的なアドバイスとしては、これはもう明らかな間違いになるということも十分あるんだということを説明しているところですし、これからも折に触れて、そういったところは徹底していきたいと考えています。

それから、電話につきましては、先ほども申し上げたとおりですが、相手の電話を使わせないようにする、それは相手の組織にダメージを与えるという1つの要素はあります。それから、捜査密行の原則というものもあります。この法律では、その両者の兼ね合いということを前提に制度化されているものですので、その両方の意識をしっかりとって、使うべきときにはしっかりこれを使っていくということで、今後とも指導していきたいと考えております。

以上でございます。

○吉野座長　ありがとうございます。

あと数分ですので、お1人1分ずつぐらいでお願いしたいと思います。

では野村先生、さっき積み残しがある。それから本多委員。

○野村委員 すみません、積み残しのことを含めまして、先ほど中小企業庁のほうからお話があったことについて、セーフティネットなんですが、池尾先生がご指摘がありましたように、まさにこれは流動性の問題に対してどういうふうなセーフティネットを張るかということに関してなんですけれども、実はその貸付けをするという結論が最後に出てくるのは当然なんです、その前段階で、中小企業の流動性、いわゆる資金繰りがどうして詰まっているのかということをもう少し分析していただきたいなというふうに思っています。これは、ご案内のとおり、手形というのが流通しなくなって、手形割引による資金繰りというのができなくなって、裸で債権を持たされて、さらにはその債権について譲渡禁止特約がついているという、こういった実態があるわけでありましたが、そのことによって、ある一定期間は、いわゆる一括決済の仕組みに入れないような中小企業者の場合については、しばらくの間資金繰りに困ってしまうといった状況があるわけです。このあたりのところ、下請け法等の関係も含めて、改善策を是非講じていただいて、資金繰りに窮しなくても済むような、まず前提をつくっていただきたいということです。検討を始められているということも承知しておりますが、是非そこを推進していただきたい。

あと1点、大学なんですけれども、単にオリエンテーションのときにやれというのは、もう昔からご指導いただいてやっているんですけれども、今問題なのはそんなことではないんです。学生に対して、いわゆる消費者金融が魔の手を伸ばしてしまっていて、一般の健全な家庭で育った学生が親に内緒で借りてしまっているんですよね。例えば、仕送りをパチスロとかに使ってしまうわけなんです。それを親に言えないために借りてしまうんですね。それで、50万円までだったら29.2%で貸しますというのがホームページでものすごくたくさん出てしまっていて、学生はそれを借りてしましますと多重債務に陥ります。大学に学生を通わせている家庭は、弁済資力がありますので結局は親が返すことになります。このように通常は借りないはずのお客が子供を通じて借りてくれる仕組みになりますので、大学生はターゲットになりやすいわけです。最後は健全な家庭を蝕むという形になっていきますので、この点緊急に大学のほうにそのことを申し伝えていただきまして、相談窓口等の充実というのを指導していただければと思います。

○吉野座長 ご意見だけ、1分ぐらいずつでお願いいたします。

本多委員、それから須田委員、高橋委員。

○本多委員 被害者連絡協議会の本多です。資料の5 - 8に関して、ちょっとお話しさせていただきたいと思います。時間が大変少なくて恐縮です。

実は、おととい24日ですが、午後2時ごろ、青木ヶ原の樹海で、紐を吊ってもう死のうと、

死にたいということで、その現場から電話が入りました。45歳の女性の方です。その自殺防止の看板を見て電話が来た方なんです、実はサラ金から5件ぐらいから借りて、250万ぐらいです。電話を受けた相談員の人は、死ぬことはないんだと。10年以上取引しているということであれば、もう過払いになるんだから、必ず相談に来てくださいということで熱く語り、それで司法書士さんにつながりができました。そして、見ると、数百万円の過払いがあるということなんです、実際にその困っている方は、そんなことができるのか、本当なのかという、半信半疑なんです。ですから、やはり一刻も早く、今でもそういう事態があるわけですから、広報をしっかりと、そしてその相談窓口、是非各自治体、ゆりかごから墓場までと言われますけれども、最も身近な相談はやはり行政です。是非その行政で、借金の整理は難しくないんだ、必ずできるんだということをやはり、本当に知らせていただきたいと思います。

若干、資料説明させていただきますが、私たちは市町村での、あるいは都道府県での相談、多重債務者対策本部ですね。これをやはりまずつくってやっていきたい、やっていただきたい。それはちっとも難しいことではない。1人か2人でもそれなりの意識を持った方が相談に乗ってくだされば、それなりのことがたくさんできるんだということで、私たちの相談マニュアルなどをつけております。

資料5 - 8の5ページ、これは相談マニュアルとしてやってつけております。それから、次の6ページは、このようにすれば必ず解決できるんだと、被害の事例も入れてつけております。次の7ページは、これは債務者の相談者に対してへの呼びかけのチラシです。金利引き下げができて、お金が払いすぎているのではないかとということで、必ず払いすぎたお金は取り戻そうというやつ。次の8ページは、実際の被害者の人たちが自分の体験談をつけております。こういうもの、それから次は、相談カードをつけております。それから、次の11ページは、被害者の会でやられていることと、それから行政にどういうことができるのか、あるいは求められるのかという、整理したものです。それから、あとは次のページは、自殺防止の看板設置の問題で、今度3月30日、31日でやろうということに今なっていますので、これをつけております。最後の17ページの、これは看板です。私たちはつけたんですけども、このたびは富士吉田警察署も一緒になって看板を立てるということになっておりまして、是非こういう運動について、各自治体でも、是非全国でもこういうことを是非お願いしたいというふうに思っております。

借金の解決というのは絶対解決できますし、そのことをやはり多く知らしめていただきたいと思います。ということを強くお願いしたいと思っております。

ちょっと長い時間、申しわけありませんでした。

○吉野座長 ありがとうございます。

では、須田委員と高橋委員、どうぞ。最後をお願いいたします。

○須田委員 では、簡単に申し上げますが、相談窓口の点で、いわゆるセーフティネットの絡みも含めまして、両者一体密接不可分という関係にあると思うんですが、先ほど高橋委員のほうから出たように、クレジットカウンセリング協会ですか、これ3か所、法テラスというのもあるんですが、やはり多重債務問題に特化したという形で、クレジットカウンセリング協会の拡充というのは必要なんですが、先ほど高橋委員のほうから、ああいう現状にあるかって愕然としてしまったという状況にあるんですが、やはりその辺は原因者負担ということを強く、やはり私は、これ個人の意見なんですが、やはりこの場で何らかの方向感というのを出していかなければ、というのはどういうことが言えるのかということ、今ヒアリングというか取材をした結果、銀行業界は極めて後ろ向きです。やるつもりはありません。問題を先送りして、資金拋出に関しては非常に消極的だと。この辺をきちんと書いておいていただきたいんですが、あわせて信用信販業界、クレジットカード業界も極めて後ろ向き。では銀行業界は関係ないのかというと、消費者金融業界の保証を受ける形で、それを利用する形で、銀行業界は、現実問題、消費者金融に乗り出しているのが実態です。やはり利用者、原因者負担ということを考えるならば、きちんとその辺の資金を出させるという方向に持っていかなければ、一般国民の負担に帰するというのは、どう考えてもこれはおかしいですから、やはりその辺を強く求めたいなと、私としては思います。

○吉野座長 ありがとうございます。

では、もう時間過ぎております。高橋委員、最後にどうぞ。

○高橋委員 恐れ入ります。

カウンセリングとセーフティネットを一体でやるべきというのは、私も全く同じ意見でございます。

本日わかったことが3つあります。1つはアンケートとか自治体の窓口は専任者がいることが非常に重要であるということ。それから、カウンセリングのほうは、情報提供はかなりやられているんですけども、その先が心もとないということ。セーフティネットは、逆にかなり充実してきているんだけども、そこに行く情報なり、行ったとしてもエラーが起こったりするという、ここのところを何とかしたいと思います。

ネットワークの大切さを私たちはずっと考えてきたわけなんですけれども、自治体にやってもらう前に、まずオール霞が関でスクラムを組んでいただきたい。オール霞が関の中に、総務

省、金融庁、それぞれの省庁に専任者を置いていただいて、ネットワークを組んで、各省庁が自治体の各セクションにきちんと情報提供をして、要請をしていただくことが大事だと思います。そこで何をやるかですけれども、具体的には生活再生支援機関のようなものがあるのが望ましいんですけれども、急ぎますので、生活再生支援サポーターのような人を必ず1人は置く。これはすぐにやっていただけるのではないかと思いますので、そこでネットワークを組んでいただく。この体制をご検討いただきたいです。

それから、もう1つは教育のほうなんですけれども、教育も文科省さんだけにお願いしてもなかなか進みそうもないので、やはりネットワークということになるんですが、実は金融広報中央委員会を中心として、もう既にネットワークはありますので、あそこをどう活用していくかというお話ではないかと思います。幸い金融広報中央委員会は日銀内にある本部のほかに全国に各地委員会というのを持っていますから、そこと、今申し上げたサポーターのところとも結び付きやすいので、そこを使っていただくと。既に文科省さんと金広委は、学校教育に関しても、今強力なスクラムを組んで、総合学習の時間に何をやるかということで、先生たちに色々使いやすい教材を紹介したり、あるいは民間から出前ができるような状況をつくっていますので、その中に多重債務を乗っけてもらうのが早いと思います。

それから、学校だけではなくて、社会教育も大事ですので、今日は生涯学習の方いらしていらっしゃると思いますので、生涯学習の中で、社会人向けの金融経済教育をどういうふうにやっていくか、多重債務をどうするのか、これも是非ご検討いただいて、そのネットワークの中に入れていただきたいと思います。

以上です。

○吉野座長 ありがとうございます。

時間を過ぎましたので、今日はどうも長い間ありがとうございました。これまでのご議論を踏まえまして、事務局と相談いたしまして、さらにこれを深め、次回、また少し改訂したものを皆様にお示ししたいと思いますので、大森参事官のほうから次回の予定をご連絡いただきたいと思います。

○大森信用制度参事官 この会議をお願いしましたときに、大体4回ぐらいかなと申し上げたんですが、ちょっと2回ぐらいオーバーしそうで申しわけございませんが、次回、第6回は4月6日金曜日の2時から4時でございます。これまで大変情熱的なゲストの方をお迎えするとか、あるいは今日のセッションも、次回が終わりましたら、政府としていただいた意見をお預かりしてプランをつくるということになりますので、毎回十分委員の皆様から意見をいただく

時間が取れなくて恐縮でございますが、必要なプロセスであったということでご理解たまわりたいと思います。また、内容については、座長とご相談の上、改めてご連絡いたしますので、よろしくお願い申し上げます。

○吉野座長 今日長時間、どうもありがとうございました。少し長引いてしまいまして、失礼いたしました。